

奈良県教育委員会

週報

第2390号

令和4年8月4日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和4年度奈良県高等学校等奨学金 の追加募集について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 高 等 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校支援課	1
令和5年度奈良県立特別支援学校幼 稚部・高等部等入学者選抜・選考実 施要項について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 学 校 長 各 義 務 教 育 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	特別支援 教育推進室	8
令和4年度奈良県図書館研究大会の 開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 長	人権・地域 教育課	29

(次の週報は、令和4年8月25日(木)発行の予定です。)

各市町村教委教育長
各高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和 4 年度奈良県高等学校等奨学金の追加募集について（通知）

本年 4 月に募集しました「修学支援奨学金」及び「育成奨学金」について、下記により追加募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の配慮をお願いします。

記

- 1 募集概要 別紙 1 のとおり
- 2 受付期間 **令和 4 年 9 月 1 日（木）～令和 4 年 9 月 30 日（金） 必着**
- 3 募集人数 150 名程度
- 4 その他 申請者には、次の書類を配付してください。
 - ① 「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請書類一式（※）
 - ② 別紙 2 「奈良県高等学校等奨学金（追加募集）に申請されるみなさんへ」
（2 ページ目の下部にある「在籍校の奨学金担当窓口」欄に必ず各学校名と連絡先を記載の上で配付すること。）

（※）奨学金の概要・各種様式・記入例については、学校支援課ホームページ又は 4 月募集時配付の「奈良県高等学校等奨学金 申請の手びき（令和 4 年 4 月版）」を参照すること。
その他不明な点がある場合は下記まで問い合わせること。

（担当） 奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-2985

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

奈良県高等学校等奨学金の追加募集について

I 募 集 概 要

- * 募集については、「奈良県高等学校等奨学金申請の手びき(令和4年4月版)」を確認すること。
ただし、一部修正があるので、「Ⅱ追加募集での手引きの修正」を、必ず確認すること。

1 申込資格 (現在貸与中の者は申込不可)

(1) 修学支援奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者) が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注1) ④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

(2) 育成奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 又は専修学校の高等課程 (規則に定めるものに限る。) に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者) が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注2) ①について：特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号) による経費の支給を受けている者へは貸与不可。

③について：学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。
(5段階評価、小数第2位四捨五入)

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の1学期の評定平均値とする。

ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとする。

高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とする。

④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍 (特に意欲があると認められる場合にあっては、予算の範囲内で3.0倍) 以内であること。

2 申込み及び決定

(1) 提出書類

「奈良県高等学校等奨学金申請の手びき(令和4年4月版)」と共に配布した様式を複写して利用すること。(奈良県教育委員会事務局学校支援課のHPにも様式・記入例を記載している。)

◎新規申請(在学)

- ① 貸与申請者一覧表(新規申請者用)
- ② 奨学金貸与申請書[第1号様式]
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等(扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合は非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる場合は不要)

*** 今回の申請では、令和4年度課税証明書が必要**

- ⑤ 住民票謄本(世帯全員分)(記載事項欄に省略のないもの)
- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書(最近3か月以内に発行されたもの)
- ⑦ 請求書(後期分のみ)
- ⑧ 口座振替申出書(通帳のコピーを添付)
- ⑨ 借用証書
- ⑩ 申請印確認票(専用紙があるので、各学校から学校支援課に請求すること。)

(2) 書類の経由

申請書類は、各学校の校長を経由して教育長へ提出すること。

(3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果については、各学校を通して通知する。

(令和4年11月中旬から12月上旬を予定)

3 貸与月額

* 今回申請分の貸与期間は、今年度の後期分（令和4年10月分）からの貸与となる。

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 (5, 0 0 0 円)	へき地加算 (1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校 等就学費の給付を受け ている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定する「へき地学校（小学校に限る。）」の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できる。
- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定する「へき地学校（小学校に限る。）」の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できる。
- ※ 「へき地学校（小学校に限る。）」の「小学校」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条ただし書の規定により小学校に代わり義務教育学校を置く市町村にあっては当該義務教育学校を小学校とみなす。
- ※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出すること。

II 追加募集での手びきの修正

項目 (手引きの頁)	修正前	修正後
育成奨学金の学習成績の評定 (2頁:(注3)について 枠内)	ウ 高等学校等の <u>1学期中間考査終了時</u> の評定平均値	ウ 高等学校等の <u>1学期</u> の評定平均値
在学校の校長の推薦書(9頁:下5行)	<p>育成奨学金を希望する者のうち、<u>中学成績の評定平均値が3.0未満の申請者の取扱いについて</u></p> <p>①<u>評定平均値の記入欄下のボックスにチェック、評定平均値記入欄は空欄のまま提出。</u></p> <p>②<u>その後、中間考査等終了時の評定平均値を提出(様式は問いません)。</u></p> <p><u>※ただし、その際の高校成績で評定平均値が3.0未満の場合も、必ずその成績を提出してください。</u></p>	(削除) *ボックスのチェックは、なくなります。
<7>所得に関する証明書 (14頁)表中の「③上記のいずれにも該当しない世帯」の「必要書類」欄	<p>※<u>令和3年度課税証明書(令和2年分所得に関する課税証明書)</u>は必ず提出していただきますが、<u>所得の状況が変動し、平成2年分における所得の方が現状を反映している場合、次のア～ウの追加書類で所得を確認します。</u></p> <p>ア <u>令和3年分の確定申告書(令和元年分不可。税務署の受付印のあるもの)の写し</u></p> <p>イ <u>令和3年分の源泉徴収票原本(令和元年分不可。原本でない場合は照合のうえ原本確認者の署名押印をお願いします。)</u></p> <p>ウ <u>令和4年度課税証明書</u></p>	※ <u>令和4年度課税証明書</u> が必要です(最新のもの)。

奈良県高等学校等奨学金(追加募集)に申請されるみなさんへ

1 制度の目的

この制度は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与することを目的とします。

2 対象者 修学支援奨学金・育成奨学金それぞれ、①～⑤の各号を満たす人が対象です。

修学支援奨学金 (全学年)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)又は高等専門学校に在学している人。
 - ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している人。
 - ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる人。
 - ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる人。
 - ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。
- (注)④について
家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。

育成奨学金 (全学年)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る)に在学している人。
 - ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している人。
 - ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる人。
 - ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる人。
 - ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。
- (注)③について
評定平均値が3.0以上であること。
- ④について
家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍(特に意欲があると認められる場合にあっては、3.0倍)以内であること。

※ 予算枠があるため、全員採用されるとは限りません。

3 貸与月額

区分	国・公立	私立
貸与基本月額	18,000円 (5,000円)	30,000円 (17,000円)
自宅外加算	5,000円 (5,000円)	
へき地加算	12,000円 (-)	

※()は生活保護の高等学校等就学費の給付を受けている方の金額です。

※へき地加算は、へき地対象地域にある自宅から通学している方に限ります。

4 貸与時期と方法

貸与時期 今年度後期分から (11月下旬～12月中旬振込予定)

貸与方法 借受人(生徒)本人名義の銀行口座に振込入金します。

5 申込み締切と書類

申込締切 学校ごとに設定(在籍校にご確認ください)

※申請書類は在籍校でとりまとめて、推薦書等を追加し、教育委員会学校支援課に提出されます。

(学校から学校支援課への締切…9月30日(金))



教特第119号

令和4年8月4日

各市町村教委教育長
各中学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者
選抜・選考実施要項について（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、関係者に周知願います。

記

令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者選抜・選考実施要項

令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者 選 抜 ・ 選 考 実 施 要 項

令和5年度奈良県立特別支援学校入学者選抜・選考を実施する学校の対象障害種別、部及び科、学科、通学区域又は対象者は、次のとおりです。

学 校 名	対象 障害種別	部及び科	学科	通学区域又は対象者	掲 載 ページ
奈良県立高等養護学校	知的障害	高 等 部	産業科	奈良県の全域	
奈良県立盲学校	視覚障害	幼 稚 部	/	奈良県の全域	
		高 等 部	普通科 保健医療科	奈良県の全域	
		高等部専攻科	理療科		
奈良県立ろう学校	聴覚障害	幼 稚 部	/	奈良県の全域	
		高 等 部	普通科 産業システム科 生活情報科	奈良県の全域	
奈良県立明日香養護学校	病 弱	高 等 部	普通科	奈良県の全域	
	肢不自由	高 等 部	普通科	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡	

奈良県立奈良養護学校	病 弱	高 等 部	普通科	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者
	肢不自由	高 等 部	普通科	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）
奈良県立奈良東養護学校	知的障害	高 等 部	産業科	奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域、大和郡山市
奈良県立奈良西養護学校	知的障害	高 等 部	産業科	奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域、生駒市
奈良県立二階堂養護学校	知的障害	高 等 部	産業科	天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域
奈良県立西和養護学校	知的障害	高 等 部	産業科	大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡
奈良県立大淀養護学校	知的障害	高 等 部	産業科	橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡

令和5年度奈良県立高等養護学校入学者 選 抜 実 施 要 項

令和5年度奈良県立高等養護学校の第1学年入学者の募集及び選抜は、この要項に基づいて実施します。

1 応 募 資 格

- (1) 自力通学ができる等一定の社会的適応力を有する知的障害者で、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
 - イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者
 - ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。
- ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者
 - イ その他やむを得ない事情がある者

2 募 集 学 科

産業科

3 募 集 人 員

72人

4 出 願 手 続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。
- 令和5年1月10日（火）及び同月11日（水）の午前9時から午後4時まで
- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを高等養護学校長に提出してください。
- ア 入学願書（別に定める用紙）
 - イ 調査書（奈良県立高等養護学校が定める用紙）
卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。
 - ウ 返信用封筒1通（結果の通知に使用します。特定記録郵便とし、長形3号12.0cm×23.5cmの封筒に254円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和4年12月14日（水）から同月16日（金）までの午前9時から午後4時まで

郵送を希望する場合は、生徒1人につき返信用封筒（角形2号24.0cm×33.2cmに140円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの。）を同封して、奈良県立高等養護学校に請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立高等養護学校

〒636-0344 磯城郡田原本町大字宮森34番地の1

TEL 0744-33-2626

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立高等養護学校の入学相談を受けてください。

実施期間は、令和4年7月21日（木）から同月28日（木）までです。

※ 既に申し込んでいる場合は、再度申し込む必要はありません。

詳細については、奈良県立高等養護学校に問い合わせてください。

- (6) 備考

やむを得ない事由により入学相談を受けていない者は、令和4年12月2日（金）までに当該者が在籍する学校の校長から奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行ってください。事由について審議した後、学校長に連絡します。

5 入学者の選抜

- (1) 期 日

令和5年1月19日（木） 午前8時30分から正午まで

- (2) 実施内容

ア 国語及び数学の学力検査

イ 実技検査

- (3) 選抜の方法

各検査の結果及び受検者の障害等の状態、適性等を総合的に審査し、奈良県立高等養護学校長が選抜します。

- (4) 備考

実施の詳細は、奈良県立高等養護学校長が別に定めます。

6 合格発表

令和5年1月26日（木）に、選抜の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

7 その他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

- (2) 選抜の結果、入学許可候補者となった者は、奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校への出願はできません。
- (3) 令和5年度の入学者は、第2学年から職業に関するコースに応じて本校及び高等学校における分教室で学習します（分教室を設置している高等学校は、奈良県立高円・高円芸術高等学校、奈良県立二階堂高等学校、奈良県立山辺高等学校です。ただし、令和4年度の入学者より山辺分教室の受入は行っておりません。）。
- (4) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和5年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立盲学校幼稚部、高等部第1学年及び高等部専攻科第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「視覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、幼稚部はアに、高等部はイの①から③までのいずれかに、高等部専攻科はウの①から③までのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部 平成29年4月2日から令和2年4月1日までに出生した者

イ 高等部（普通科及び保健医療科）

① 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 高等部専攻科（医療科）

① 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部、科及び学科

幼稚部、高等部（普通科及び保健医療科）及び高等部専攻科（医療科）

3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

す。

4 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

- ア 幼稚部 令和5年3月1日（水）から同月3日（金）までの午前9時から午後4時まで
- イ 高等部及び高等部専攻科 令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

(2) 志願者は、幼稚部については直接、高等部及び高等部専攻科については卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを盲学校長に提出してください。

- ア 入学願書（別に定める用紙）
- イ 眼科医の診断書（奈良県立盲学校で定める用紙又はそれに準じた診断書）
- ウ 調査書（奈良県立盲学校で定める用紙、高等部及び高等部専攻科出願者のみ）
卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。ただし、平成29年3月以前の卒業者については、調査書に代えて卒業証明書を提出してください。

(3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

- ア 幼稚部 令和5年1月18日（水）から同年3月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで
- イ 高等部及び高等部専攻科 令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立盲学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）を同封して、奈良県立盲学校に請求してください。

(4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立盲学校 〒639-1122 大和郡山市丹後庄町222-1

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立盲学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

(1) 期 日

- ア 幼稚部 令和5年3月10日（金） 午後1時40分から午後3時まで
- イ 高等部及び高等部専攻科 令和5年3月10日（金） 午前8時30分から午後3時30分まで

(2) 実施内容

- ア 視力検査
- イ 行動観察（幼稚部のみ）
- ウ 学力検査等（高等部及び高等部専攻科のみ）

① 高等部普通科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

② 高等部保健理療科及び高等部専攻科理療科は、小論文、適性検査及び機能検査です。

エ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立盲学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

7 その他

- (1) 高等部については、特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和5年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立ろう学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「聴覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、幼稚部はアに、高等部はイの①から③までのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部 平成29年4月2日から令和2年4月1日までに出生した者

イ 高等部（普通科、産業システム科及び生活情報科）

① 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実にある者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する部及び学科

幼稚部及び高等部（普通科、産業システム科及び生活情報科）

3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

4 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

ア 幼稚部 令和5年3月1日（水）から同月3日（金）までの午前9時から午後4時まで

イ 高等部 令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、幼稚部については直接、高等部については卒業した学校又は在学している学校

の校長を経て、次のア及びイをろう学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

幼稚部への出願者については、保護者が作成してください。

高等部への出願者については、卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

ア 幼稚部 令和5年1月18日（水）から同年3月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立ろう学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したものを）を同封して、奈良県立ろう学校に請求してください。

(4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立ろう学校 〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立ろう学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

(1) 期 日

ア 幼稚部 令和5年3月10日（金） 午前10時から午前11時30分まで

イ 高等部 令和5年3月10日（金） 午前8時45分から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 行動観察（幼稚部のみ）

イ 学力検査（高等部のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

(3) 備 考

実施の詳細は、奈良県立ろう学校長が別に定めます。

6 選 考 結 果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

7 そ の 他

(1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他

の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

(3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和5年度奈良県立特別支援学校（病弱）高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立明日香養護学校（病弱）及び奈良県立奈良養護学校（病弱）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 各特別支援学校の対象者は、次のとおりです。

ア 奈良県立明日香養護学校：学校への単独通学又は保護者による送迎が可能である者

イ 奈良県立奈良養護学校：独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者

(3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のアからオまでのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ 出願当時は独立行政法人国立病院機構奈良医療センターに入院していないが、入学時には入院することが確実な者

ウ 出願当時は重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

エ 出願当時は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

オ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募 集 人 員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま
す。

4 出 願 手 続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同
月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからエまでを出願す
る特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 診断書（奈良県立明日香養護学校への出願者のみ）

エ 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの入院証明書若しくは入院予定証明書、重
症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」の入園証明書若しくは入園見込証明書又
は重症心身障害児施設「東大寺光明園」の入園証明書若しくは入園見込証明書（奈良県立
奈良養護学校への出願者のみ）

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）
の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形
3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）を
同封して、請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立明日香養護学校 〒634-0141 高市郡明日香村大字川原410番地

奈良県立奈良養護学校 〒630-8051 奈良市七条町135番地

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

5 入 学 者 の 選 考

- (1) 期 日

令和5年3月10日（金） 午前9時から午後4時まで

- (2) 実施内容

ア 学力検査（奈良県立明日香養護学校のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

7 その他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和5年度奈良県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立明日香養護学校（肢体不自由）及び奈良県立奈良養護学校（肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 各特別支援学校の通学区域は、次のとおりです。

ア 奈良県立明日香養護学校：大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡

イ 奈良県立奈良養護学校：奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）

(3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実にある者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

普通科

3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

す。

4 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同

月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のア及びイを出願する特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したものを）を同封して、請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立明日香養護学校 〒634-0141 高市郡明日香村大字川原410番地

奈良県立奈良養護学校 〒630-8051 奈良市七条町135番地

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

5 入学者の選考

- (1) 期 日

令和5年3月10日（金） 午前9時から午後4時まで

- (2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査は、国語及び数学の2教科の検査です。

イ 面接

- (3) 備 考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

6 選考結果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

7 そ の 他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

(3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

令和5年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立奈良東養護学校、奈良県立奈良西養護学校、奈良県立二階堂養護学校、奈良県立西和養護学校及び奈良県立大淀養護学校の高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「知的障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 各特別支援学校の通学区域は、次のとおりです。

ア 奈良県立奈良東養護学校：奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域並びに大和郡山市

イ 奈良県立奈良西養護学校：奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域並びに生駒市

ウ 奈良県立二階堂養護学校：天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域

エ 奈良県立西和養護学校：大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡

オ 奈良県立大淀養護学校：橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡

(3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

2 募集する学科

産業科

3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

す。

4 出 願 手 続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年2月3日（金）及び同月6日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを出願する特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 調査票（出願する学校で定める用紙）

保護者が作成してください。

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和5年1月10日（火）から同月12日（木）まで、同年2月1日（水）、同月2日（木）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号24.0cm×33.2cmに140円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）を同封して、出願する学校に請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立奈良東養護学校 〒630-8053 奈良市七条二丁目670番地

奈良県立奈良西養護学校 〒631-0066 奈良市帝塚山西二丁目1番1号

奈良県立二階堂養護学校 〒632-0086 天理市庵治町358番地1

奈良県立西和養護学校 〒639-0205 北葛城郡上牧町大字下牧1010

奈良県立大淀養護学校 〒638-0821 吉野郡大淀町大字下淵414番地の1

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

5 入 学 者 の 選 考

- (1) 期 日

令和5年2月17日（金） 午前9時から午後1時まで

- (2) 実施内容

ア 検査（学力及び発達に関すること）

イ 面接

- (3) 備 考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

6 選 考 結 果

令和5年2月24日（金）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

7 そ の 他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年度奈良県図書館研究大会の開催について（通知）

このことについて、下記により開催しますので、参加についてよろしく申し上げます。

記

1 趣 旨

図書館のかかえる諸問題について研究討議し、県内の図書館の発展と充実を図る。近年のコロナ禍を経てデジタル化が進むなど社会が大きく変化するなか、図書館における利用やサービスのあり方にも変化が起きている。現在の図書館の状況について情報を共有し、今後について考える機会とする。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県図書館協会

3 内 容

- (1) テーマ 変化する社会と図書館
- (2) 日 時 令和4年8月24日（水）
午前10時～午後4時（受付：午前9時30分～）
- (3) 場 所 奈良女子大学 総合研究棟文学系S棟 2階S235教室（大講義室）
〒630-8506 奈良市北魚屋西町

(4) 日 程

- 10:00～10:10 開会挨拶
- 10:10～11:40 記念講演

「デジタル化の進展とこれからの児童ヤングアダルトサービス」

講師：東洋英和女学院大学人間科学部 教授 金沢 みどり氏

13:00～16:00 実践発表

ア 小・中学校図書館部会

『家族貸出』から見えてきたこと」

生駒市立上中学校 教諭 寺田 澄子

イ 高等学校図書館部会

「読書感想文指導の現状について」

奈良県立西和清陵高等学校 教諭 下元 順子

ウ 公共図書館部会

「葛城市立図書館の取り組み」

葛城市立図書館 館長 石川 孝子

エ 大学・専門図書館部会

「奈良女子大学の取り組み（仮）」

奈良女子大学学術情報課情報サービス係兼電子情報係

主任 北澤 彩香

合同質疑応答および研究協議

4 参加申込み

別紙の「参加申込書」により、下記に記載の期日までにFAX又は郵送で下記宛て申し込むこと。

(1) 公共図書館部会

奈良県立図書情報館[8月16日(火)まで]

〒630-8135 奈良市大安寺西1丁目1000番地

TEL 0742-34-2111/FAX 0742-34-2777

(2) 大学図書館・専門図書館部会

奈良女子大学学術情報センター[8月10日(水)まで]

〒630-8506 奈良市北魚屋西町

TEL 0742-20-3327/FAX 0742-20-3250

(3) 高等学校図書館部会

奈良県立法隆寺国際高校[8月16日(火)まで]

〒636-0104 生駒郡斑鳩町高安2丁目1-1

TEL 0745-74-3630/FAX 0745-75-3286

(4) 小・中学校図書館部会

大和郡山市立郡山西小学校[8月10日(水)まで]

〒639-1028 大和郡山市田中町632番地

TEL 0743-53-8930/FAX 0743-53-8924

(別 紙)

令和4年度 奈良県図書館研究大会（8月24日） 参加申込書

館(校)名 【 _____ 】

職 名	氏 名	備 考

※ 各部会事務局あてに、大学図書館・専門図書館部会、小・中学校図書館部会の方は8月10日（水）まで、公共図書館部会、高等学校図書館部会の方は8月16日（火）までにお申込ください。

・公共図書館部会

奈良県立図書情報館 [8月16日（火）まで]
〒630-8135 奈良市大安寺西1丁目1000番地
TEL 0742-34-2111 / FAX 0742-34-2777

・大学図書館・専門図書館部会

奈良女子大学学術情報センター [8月10日（水）まで]
〒630-8506 奈良市北魚屋西町
TEL 0742-20-3327 / FAX 0742-20-3250

・高等学校図書館部会

奈良県立法隆寺国際高等学校 水野 隆司 気付 [8月16日（火）まで]
〒636-0104 生駒郡斑鳩町高安2丁目1-1
TEL 0745-74-3630 / FAX 0745-75-3286

・小・中学校図書館部会

大和郡山市立郡山西小学校 榊 京子 気付 [8月10日（水）まで]
〒639-1028 大和郡山市田中町632番地
TEL 0743-53-8930 / FAX 0743-53-8924